

二、機會ある處に之れを強調し其法律的事項に關しては同盟法律部員を顧問として具體的運動に着手すること。

交通労働者特別裁判法制定に關する件

神奈川縣聯合會提出

主 文

交通運輸労働者の事故に對して刑法及其他普通法を以つて罰する事を不當と認め専門的智識に基づく特別裁判法の制定を要求す。

理 由

一、運輸交通機關の革命的進化は都市に農村に其の普及網を整備せしめた。その結果は運輸交通の事故は驚くべき程度で激増して來た。然るに此の不可避的な事故に對して一般刑法省令並に府縣令を以て臨み、特殊産業に就て何等考慮の餘地を有してゐない爲めに従業員は過酷な法律の下に明日の活動を阻止され、其の生活を奪はれつゝある。

二、交通運輸産業は文化發達の表徴であり經濟的發展の樞軸を爲すべきものである。斯る重大なる使命を持つ交通運輸の従業員の待遇は極度の擯取の爲めに、一回の事故に對する罰金の支拂能力すらない。然るに法は峻嚴にも不當過重なる罰金又は體刑を以て之れを處罰しつゝある。

三、斯くの如きは従業員の生活を脅やかすのみでなく安心して業務に従事することを不可能とするものである。交通運輸産業中にも海員には海員法、海商法等特別裁判制度が不完全乍らも存して居る。吾等は之れに甘んずるものではないが、速かに船夫、仲仕、自動車、電車、従業員等に関する特別裁判法の制定を刻下の急務と信ずる。

實行方法

- 一、各縣に於ては縣會の改正運動を各労働組合と協力して起すこと。
- 二、内務省令並に軌道法其他交通運輸従業員取締に關する法規改正のため精力的に運動を爲す。
- 三、全國労働大衆黨を通じて議會に議案提出を爲さしめること。

海陸自由労働者災害扶助法獲得に關する件

神奈川縣聯合會提出

主 文

本大會は海陸自由労働者のために資本家政府全額負擔の災害扶助法獲得のために徹底的に闘ふ事を期す。

理 由

現在工場労働者には工場法、健康保險法があり礦山労働者には礦夫勞役扶助法が不完全乍らも適用されてゐるにも拘らず、我等海陸一般自由労働者は之れが圏外に放り出されて甚だしき差別待遇を受けてゐる。其の理由は電氣ガス其他の機械的裝置を必要とする近代産業の工場礦山のみを目標として現行法は出來てゐるからである。

來年一月實施される労働者災害扶助法なるものは何等我々の要求する内容をもつてゐない、他産業の労働者が如何に社會的に重要であり且つ危険率の多い産業であつても自由労働者を除外してゐる事は甚しい矛盾である。運輸産業を見るも驛に汽船に或は河川に於ける荷物の運搬に於て傷害を負ふ者の數は通に工場労働者を凌駕する。此の明白なる事實を政府は資本家の利害のために目を蔽ふて顧り見様としない。我等は現行法の外更に海陸自由労働者のために資本家政府全額負擔に依る災害扶助法の即時制定を要求す。

實行方法

一、此の問題を一般自由労働者に徹底せしめ來年一月より實施される労働者災害扶助法を暴論し我々の要求する案を宣傳しあらゆる日